

監査公告第1号

公の施設の指定管理者監査の結果に基づき教育長が講じた措置の公表

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項の規定による公の施設の指定管理者監査の結果に基づき講じた措置について、加賀市教育長から報告がありましたので同条第12項の規定によりその内容を別紙のとおり公表します。

平成30年5月28日

加賀市監査委員 浅井 廣史

加賀市監査委員 川下 勉

公の施設の指定管理者監査結果にかかる措置報告

監査結果（抜粋）

所管課に対する監査結果

（１）契約事項について

「指定管理に関する協定書附属のリスク分担表及び管理業務の仕様書に記載された事項について、次の３点を再考し次期契約までに対応されるよう期待する。」

- ① 施設設備の保守点検業務のうち、地下タンク気密検査やろ過設備の保守点検は、専門業者等による点検事項が記載されていない。実際には点検行っていることから、最重要点検項目を追加記載し、実施と結果報告を確実になされるよう指導されたい。
- ② レストラン業務の食品衛生に関する取り決めが存在していない。法令事項以外にも順守事項等を取り決めることで、より安全安心なレストラン運営を図られたい。
- ③ 施設の特性から考えて、レジオネラ及び食中毒など、水質管理及び食品衛生に係る事項がリスク分担表に記載される必要があるのではないかと。過去の運営状況を鑑みて、熟慮して対応に努められたい。また、その際の危機管理マニュアルも定めておくこと。

対 応

①につきましては、指定管理に関する協定書附属の仕様書（別表１）に追加記載するとともに、指定管理者に対して、点検及び結果報告を確実に実施するよう指導いたしました。

②につきましては、指定管理に関する協定書附属の仕様書（別表１）に追加記載するとともに、指定管理に関する協定書に食品衛生管理運営点検票を追加で附属し、指定管理者に対して、点検及び結果報告を確実に実施するよう指導いたしました。

③につきましては、指定管理に関する協定書附属のリスク分担表にレジオネラ及び食中毒など、水質管理及び食品衛生に係る事項を追加記載いたしました。また、危機管理マニュアルにつきましても指定管理に関する協定書に追加で附

属いたしました。

(2) 事業計画について

「指定管理者選定の際の事業計画書は、委託期間の経過に伴い一定の範囲で改善されていくのが望ましい。しかしながら、協定書 17 条に規定する単年度ごとの事業計画が見受けられず、施設の利用促進につながる改善策が明らかになっていない。毎年度、事業計画の提出を求め、さらなる利用促進に繋がるよう改善されたい。」

対 応

指定管理者に対して、平成 30 年度以降は、協定書 17 条に規定する単年度ごとの事業計画を提出するよう求めました。

(3) 第三者委託について

「協定書では、事前に市の承諾を受けた場合は、「業務を第三者に請け負わせることができる。」との規定があるが、主要な業務の第三者委託を承諾する際には、例えば、サービスの向上や経営的効果、人員の確保など基本的な判断項目を定め、承認する必要があると思われる。良好な施設運営を継続するためには、一定の判断基準を基礎として承諾し、それを決裁により記録するよう改善を図られたい。また、管理者と当該第三者との法律関係を明確にするため契約書を作成すること。」

対 応

今後は、指定管理者がレストラン業務などの主要な業務を第三者に請け負わせる場合は、サービスの向上や経営的効果、人員の確保、管理運営体制、安全確保などの項目について資料の提出を求め、その内容に基づき承認についての判断を行い、それを決裁により記録することといたします。また、指定管理者と第三者との法律関係を明確にするため契約書については、指定管理者に対し、作成するよう指導いたしました。

指定管理者に対する監査結果

(1) 運営改善について

「宿泊も可能な研修施設であり、一般の施設と比較して特別な事情もある事は

十分に考慮するが、平成 28 年度利用者数は過去最低となったことも事実である。運営委員会を開催するにあたっては、前年度の事業評価がさらに生かされるよう、所管課も参加させるなどして、積極的な議論と取り組みを期待したい。」

対 応

今後は、運営委員会に所管課も参加することとし、指定管理者と市の協力を一層推進し、施設の運営の改善、利用促進に努めます。

(2) 利用促進について

「平成 28 年度上期には、ホームページの刷新や自動販売機の充実、清掃員の補充など運営改善に取り組まれており、下期では加賀市の移住定住促進事業と連携した IOT 技術研修会を自主事業として開催するなど、利用促進のための工夫は見てとれる。しかしながら、実際の利用者層に的を絞った対策や閑散期対策などアイデアに溢れた取り組みが少ないように感じる。今後のチャレンジに期待したい。」

対 応

指定管理者による利用促進に向けた新たな取り組みといたしまして、平成 29 年度より中国からの誘客に積極的に努めており、平成 30 年度は、4 月 1 日時点で、400 人（延べ人数）の宿泊予約があり、売り上げでは約 400 万円の効果を見込んでいます。また、旅行業者を利用した、販売促進（合宿、企業研修の誘致）についても準備を進めているところです。その他、魅力ある新たな自主事業の実施に向けての検討も行っているところです。

(3) 情報発信について

「施設ホームページのリニューアルは重要であるが、肝心の宿泊等の申込が分かりにくいいため、早急に改良されてはどうか。また、施設案内と申し込み受付などで構成されているが、学生など主な利用者層の視点にたって利用スタイルを紹介するなどして、情報発信にさらなる工夫を図りたい。」

対 応

指定管理者において、ホームページのトップページに宿泊予約につながるアイコンと価格体系を表示するなどの改善を図りました。今後も利用者に分かりやすいホームページになるよう改善を図ります。

(4) 事業のモニタリングについて

「利用者アンケートの回答が多くないのはやむを得ないが、アンケートの内容

が施設設備と食事についての 2 分類に限られており、モニタリングとしては材料不足と感じる。希望するプランを尋ねるなど、利用者ニーズを把握するよう、さらなる工夫を図られたい。」

対 応

指定管理者において、アンケートの項目の見直しに向けて検討をしているところです。また、宿泊利用者には、寄せ書きに感想を記入してもらうなど、新たな取り組みも実施しています。